

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部保険医療課	
契約締結年月日	令和6年 4月 1日	
業 務 名	特定健康診査・特定保健指導（動機付け支援）委託（単価契約）	
業 務 の 概 要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市国民健康保険加入者で当該年度において40歳以上74歳以下のかた（年度中に75歳になる75歳未満の者を含む。）を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施する。	
契約金額（税込）	別紙による単価契約 （予定金額 59,527,000円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	一般社団法人 瀬戸旭医師会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	特定健康診査・特定保健指導については医師が実施すること及び地域医療を充実させていくことが必要であるため、瀬戸市・尾張旭市地域内にある唯一の医師の団体である一般社団法人瀬戸旭医師会と契約し、その加入医療機関により実施することが最も効果的であり、他に同様の契約相手方は存在しないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部保険医療課です。

別紙

単価契約内訳書

区分	1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
基本的な健診の項目	8,382円	情報提供終了後に 一括
貧血検査	231円	
心電図検査	1,430円	
眼底検査(自院実施)	1,232円	
眼底検査(眼科医実施)	4,400円	
眼底検査眼科医実施時 健診実施医療機関事務費	229円	
血清クレアチニン	66円	
尿酸		
情報提供	1,375円	
データ管理手数料	650円	
動機付け支援	2,577円	面接による支援終了後
	2,373円	実績評価終了後